監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、 同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年6月29日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村山秀幸

同 菊 地 健太郎

同 武田 聡

記

1 定例監査

(1) 監査の対象部課等 こども未来部あこや保育園、早苗保育園、こども家庭支援課 都市整備部道路整備課、建築課

市立病院済生館管理課

- (2) 監査の期間 令和4年5月6日から令和4年6月28日まで
- (3) 監査の範囲 令和3年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
こども未来部 あこや保育園	指摘する事項はなかった。
こども未来部 早苗保育園	指摘する事項はなかった。
こども未来部 こども家庭支援課	指摘する事項はなかった。
都市整備部 道路整備課	指摘する事項はなかった。
都市整備部 建築課	指摘する事項はなかった。
市立病院済生館管理課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置 を講じられたい。 1 時間外勤務手当支給事務において、手当を多く支給しているも のがあった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか(合規性)を 基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7)監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、 関係職員からの聞取り等により監査を実施した。